

議第122号

滋賀県国民健康保険運営協議会条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 9 月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。次条において「改正法」という。）附則第9条の規定に基づき、滋賀県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 改正法附則第7条の規定によりその例によることとされる改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。次号において「新法」という。）第82条の2第1項の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。
- (2) 改正法附則第9条の規定に基づく新法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 3 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。
(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第7条 協議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する」とあるのは、「国民健康保険法附則第10条第1項の」とする。